

高鍋町告示第43号

平成29年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月30日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 平成29年9月5日(火)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
緒方 直樹君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
青木 善明君	永友 良和君

---

○9月7日に応招した議員

同上

---

○9月8日に応招した議員

同上

---

○9月11日に応招した議員

同上

---

○9月12日に応招した議員

同上

---

○9月13日に応招した議員

同上

---

○9月25日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成29年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 本省要望の報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)  
[平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)]
- 日程第5 報告第5号 平成28年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第6 報告第6号 平成28年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第7 報告第7号 平成28年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の  
点検及び評価等について
- 日程第8 議案第38号 高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定について
- 日程第9 議案第39号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第40号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第41号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第12 議案第42号 平成29年度松本地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約について
- 日程第13 議案第43号 平成28年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ  
いて
- 日程第14 認定第1号 平成28年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第2号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につ  
いて
- 日程第16 認定第3号 平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につ  
いて
- 日程第17 認定第4号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第5号 平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につ  
いて
- 日程第19 認定第6号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について

- 日程第20 認定第7号 平成28年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第8号 平成28年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第9号 平成28年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第23 議案第44号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について
- 日程第24 議案第45号 高鍋町個人情報保護条例の全部改正について
- 日程第25 議案第46号 平成29年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 平成28年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 本省要望の報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）  
[平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）]
- 日程第5 報告第5号 平成28年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第6 報告第6号 平成28年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第7 報告第7号 平成28年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第8 議案第38号 高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定について
- 日程第9 議案第39号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第40号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第41号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第12 議案第42号 平成29年度松本地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約について
- 日程第13 議案第43号 平成28年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第14 認定第1号 平成28年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第2号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第3号 平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につ

いて

日程第17 認定第4号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について

日程第18 認定第5号 平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につ

いて

日程第19 認定第6号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について

日程第20 認定第7号 平成28年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出  
決算について

日程第21 認定第8号 平成28年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳  
出決算について

日程第22 認定第9号 平成28年度高鍋町水道事業会計決算について

日程第23 議案第44号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について

日程第24 議案第45号 高鍋町個人情報保護条例の全部改正について

日程第25 議案第46号 平成29年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第26 平成28年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

出席議員（16名）

1番	池田 堯君	2番	水町 茂君
3番	山本 隆俊君	5番	津曲 牧子君
6番	岩村 道章君	7番	岩崎 信や君
8番	緒方 直樹君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	青木 善明君	18番	永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君      事務局長補佐 岩佐 康司君  
議事調査係長 矢野 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君      副町長 …………… 児玉 洋一君  
教育長 …………… 島埜内 遵君      教育委員長 …………… 黒木 知文君

農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	河野 辰己君
政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君	産業振興課長	……………	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	…	横山 英二君	町民生活課長	……………	山下 美穂君
健康保険課長	……………	徳永 恵子君	福祉課長	……………	中里 祐二君
税務課長	……………	杉 英樹君	上下水道課長	……………	吉田 聖彦君
教育総務課長	……………	野中 康弘君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から平成29年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成29年第3回定例議会が招集されたことにより、去る8月31日、第3会議室において委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3人が出席、議会事務局から日程説明など2名が参加し、議会運営委員会が開かれましたので御報告いたします。

今議会に提案されます案件は朝倉市への災害見舞金のための専決1件、財政健全化判断比率、公営企業資金不足比率に関すること、教育に関する事務管理など報告3件、南九州学園、いわゆる南九州大学跡地活用問題に関して企業進出に関して高鍋町で粛々と行わなければならない事項について審議を議会で行うための案件が、執行部より提案されましたので、きちんと議論できるように特別委員会を立ち上げ、十分な議論のできる環境をつくり、南九州大学跡地をどうするのか、特別委員会の中で議論を行います。

したがって、一般会計からの特別会計への持ち出し及び県指定の第1号古墳調査、下水道整備、取りつけ道路などを含む諸課題の審査を行う議案が4件、松本地区の急傾斜地崩壊対策に係る工事契約1件、水道事業の未処分利益剰余金処分に関して1件、平成28年度決算認定9件、高鍋町企業立地奨励条例の一部改正1件、高鍋町個人情報保護条例全部改正1件、平成29年度高鍋町水道事業補正予算（第1号）、計22件が提案されます。

本来なら提案理由説明後、議案熟読を経て一般質問となりますが、今回はさきに述べた南九州大学跡地問題があり、関連案件を先に審議を行い、その結果を報告、討論、採決とするため、一般質問は11、12日としました。

また、本日は朝倉市への災害見舞金支出のための専決、平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）については、本日質疑、討論、採決となります。

以下は会期日程どおりです。執行部の説明は終了し、委員の意見を求めましたが、意見はありませんでした。

次に、事務局から日程の説明を受け、委員から日程についての意見を求めましたが、意見はなく、日程どおり進めることに委員全員の意見の一致を見ましたので、ここに御報告いたします。

なお、南九州大学関連議案が終わり次第、平成29年度一般会計補正予算などが提案されますので、再度議会運営委員会を開き、常任委員会審査に間に合わせることとなります。今後、意見書など議員提案される見通しです。議員定数等に絡む特別委員会設置案件は議会最終日に提案される見込みです。

一般質問者は9名ですので2日間とすること、本来なら一般質問を先に行いますが、先ほども申しあげましたように南九州大学跡地利用について4件を当初に行うこともあわせて一致を見たところです。

なお、第3回定例会は決算認定でもあり、件数も22件と多いので、短い時間でも中身のある審査を希望して報告といたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、山本隆俊議員、5番、津曲牧子議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告といたします。

次に、本省要望の報告を求めます。団長、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 本省要望報告をいたします。

去る8月17日、18日の2日間、本省要望団として黒木正建議員、八代輝幸議員、中村末子議員、それに私、柏木4名の議員に、町長、総務課長、政策推進課長、建設管理課長補佐、議会事務局長、総勢9名によりまして表敬を兼ねながら防衛省、国土交通省、地元選出国會議員へ高鍋町の当面する懸案事項の円滑なる推進を図るため、関係各省庁に陳情に行ってまいりました。

要望事項としまして、竹嶋橋架け替えに関する提言書、1級河川小丸川水系の内水排除機能の確保・強化に関する提言書、国道10号線の交通渋滞緩和促進に関する提言書につ

いての3件であります。

以下、主だった点を御報告申し上げます。

17日は午後から防衛省に地方協力局長の深山局長を初め、住宅防音調査室長、地方企画室長、住宅防音課長と、また職員の皆さん、大変忙しい中に席を設けていただきまして、再編交付金事業のお礼、新田原基地の騒音区域縮小計画に関するお礼、また、無線放送施設設置助成事業等のお礼を申し上げてまいりました。

また、中村議員からは防音対策関連の学校施設の空調改修について、個別空調方式の改修ができるように、また、町長からは道路改良事業の防衛省補助について、町が計画する道路改良の補助がいただけるよう要望をしてきたところでございます。

深山地方協力局長からは、丁寧に事業関連の御説明をいただき、新田原基地の隣接町としてこれからも長いお付き合いができますようにとのお言葉をいただきました。

その後、東京事務所の黒岩課長の案内で、衆議院議員会館へ出向き、国会議員の先生方の事務所を訪問し、江藤先生、武井先生、古川先生、濱地先生方はいずれも不在でありましたけれども、秘書の皆さん方に直接提言書を手渡ししまして、お願いし、支援協力を重ねてお願いをしてまいったところでございます。

翌18日には、宮崎県東京事務所を訪問いたしまして、郡司所長と面談をしてまいりました。その後、同事務所の靄木主査の案内によりまして、国土交通省を初め、道路局の和田次長と面談し、竹嶋橋架け替えの件、また国道10号線の件について提言書を手渡しし、今後ともお力添えをいただきますようお願いをしてまいったところでございます。

次に、水管理・国土保全局の清瀬次長と面談をいたしまして、宮越樋管の内水排除の件について提言書を手渡しし、早期の事業着手を強くお願いをしてまいったところでございます。次長以外の役職の方には、靄木主査の案内で町長と私で関係する各部署については提言書と名刺を手渡しし、しっかりと今後をお願いをしてまいりました。

その後、参議院会館に向かい、松下先生、武見先生、長峯先生の事務所を表敬しましたが、先生方は不在で、秘書の皆さん方と面談し、提言書をしっかり手渡しし、今後とも御協力をお願い、お力添えをいただきますようお願いをいたしましたところでございます。

大変暑い日の要望活動でしたが、地元国会議員はもとより、関係する各部署との交渉を深め、さらに根強く、一步でも前進するよう、努力の要ありと痛感しながら帰途についたところでございます。

以上、簡単でございますが、本省要望についての御報告をいたします。

○議長（永友 良和） 以上で、本省要望の報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆さんおはようございます。平成29年の6月1日から平成29年の8月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、高鍋町消防操法大会及び東児湯支部消防操法大会についてでございますが、6月25日、現在の井上商店スポーツセンター駐車場におきまして、高鍋町大会を開催いたしました。開始時は雨が強く、その後、次第に天気は回復してまいりましたが、各部とも天候に左右されず、訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。

東児湯支部大会につきましては、7月15日、東児湯消防組合で開催されました。今回も激戦となりましたが、本町ではポンプ自動車の部で第1部が準優勝、小型ポンプ積載車の部で第7部が3位という結果となりました。小型ポンプの部の第2部もすばらしい操法でありましたが、残念ながら入賞には至りませんでした。

次に、蚊口浜ビーチクリーン活動についてでございますが、7月9日、高鍋海水浴場において行われました。当日は早朝にもかかわらず、町民の皆様ほか関係各団体から約2,000人の御参加をいただき、清掃作業に汗を流しました。

次に、クレパス画と巨匠たち展についてでございますが、7月15日から9月3日まで高鍋町美術館において開催いたしました。クレパスという棒状の手軽な形態でありながら、油絵風の表現など、さまざまな表現の可能性を持つクレパス画の奥深さを堪能していただけたものと考えております。

次に、きゃべつ畑のひまわり祭りについてでございますが、8月12日、13日の2日間にわたり、染ヶ岡地区において開催されました。同地区環境保全協議会が中心となり、8回目を迎える本年は約80ヘクタールの畑に約1,000万本のひまわりが咲き誇りました。両日とも天候に恵まれ、ひまわり迷路やステージイベントなど、約8,000人もの来場者でにぎわいました。

次に、畜魂慰霊式についてでございますが、8月29日、小並地区にある畜魂慰霊碑の前でとり行いました。未曾有の被害をもたらした口蹄疫の終息宣言から7年が経過し、その霊を慰めるとともに、改めてこのような悲劇を繰り返さないことを誓いました。

以上、その他の政務要望活動につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月25日までの21日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって会期は本日から9月25日までの21日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案第37号



○議長（永友 良和） 日程第4、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第37号（専決第3号）〔平成29年度一般会計補正予算（第2号）〕について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、7月5日からの豪雨により甚大な被害を受けた本町の姉妹都市である福岡県朝倉市に対し、見舞金を贈るため専決処分したものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ987万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億3,170万4,000円とするものです。補正の内容としては、歳出では災害見舞金と予備費で、財源といたしましては繰越金でございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） それでは詳細説明を申し上げます。

今回の補正は只今町長が申し上げましたように、7月5日からの豪雨により甚大な被害を受けた本町の姉妹都市であります福岡県朝倉市に対するの災害見舞金について予算編成したものでございます。

この災害で朝倉市では29名の方が亡くなられ、まだ行方が分からない方が5名いらっしゃるようです。家屋等の被害も大きく、全壊214件、半壊762件、その他道路被害等1,076件と甚大な被害となっております。只今、懸命の復旧に当たられているようでございます。

それでは、歳出について御説明申し上げます。予算書の8ページ、9ページになります。

諸費は朝倉市への災害見舞金300万円でございます。7月20日に議長ほか4名の議員の皆様と副町長ほか5名の職員で朝倉市へお見舞いへ行っております。そのとき朝倉市長にお見舞金を渡したところでございます。

予備費は4月の豪雨による農業災害に対する復旧費、教育施設の空調機の修繕費、企業市に関する諸費用等、当初予定になかった費用を予備費充用で対応したために予備費が少なくなりましたので、今後の予見しがたい費用に充てるための予備費を補正するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入であります。財源といたしまして繰越金を計上しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明は終わりました。これから質疑、討論、採決を行います。

議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）〕について質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 災害見舞金を300万円とした根拠というのは、一体何だった

んでしょうか。

それともう一つ、予備費を先ほどの説明では4月の農業被害に関する事、そして学校の空調設備に関する事という説明があったと思うんですが、あとを700万円とした根拠ですね、本当に700万円で、今設備なんかもずっと古くなってきていますので、これがそれでいいのかどうかというところの、金額の設定っていうのは、どういうふうな話し合いのもとに行われたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 災害見舞金の300万円の根拠についてでございますが、今回の朝倉市の災害が、かつて余り経験した事の内容な甚大な被害が姉妹都市であったということ、そういった事を総合的に判断しまして300万円ということで決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 予備費を700万円にした理由ということでございますけど、予備費というのは金額等が特に定められたものではございません、予算上を。今回、当初予算に700万円で計上しているところでありまして、その700万円に、また戻すために予算計上したものでございます。その額がこのような額になっております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論を行います。

高鍋町は2010年、口蹄疫により多くの家畜を処分しました。そのとき、全国の皆さんから多くの支援をいただきました。そのことは決して忘れてはならないことです。

翌年には東北沖地震津波で多くの命が失われました。原発事故による問題はいまだ解決されていない現実があります。昨年には熊本地震があり、台風災害が青森までなどと、異常気象の災害は毎年のように起きています。これは環境問題を考えない世界の国々に警鐘を鳴らすものだと考えます。今回の朝倉市を含む日田市など、災害は海水温の上昇に伴い、ゲリラ豪雨以上の雨が降り、災害が大きくなったのではないかと検証がなされています。

朝倉市は、まだ5名の方が行方不明です。そのことを考えますと、本当に心が痛みます。長年、姉妹都市として育ててきた友好関係もあります。大きな災害の前には金額はわずか

でも気持ちはしっかりと伝わると考えます。一日も早く、行方不明者が見つかりますこと、お亡くなりになられた方々の御冥福、災害に遭われ、家などを喪失された方々にお見舞いを申し上げて賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第37号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって議案第37号専決処分の承認と求めることについて（専決第3号）平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第5. 報告第5号

#### 日程第6. 報告第6号

#### 日程第7. 報告第7号

○議長（永友 良和） 日程第5、報告第5号平成28年度高鍋町財政健全化判断比率についてから、日程第7、報告第7号平成28年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上3報告を一括議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 報告第5号平成28年度高鍋町財政健全化判断比率について及び報告第6号平成28年度高鍋町公営企業資金不足比率について一括して御報告申し上げます。

まず、報告第5号平成28年度高鍋町財政健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政健全化判断比率につきまして御報告するものでございます。

4つの指標の比率が、それぞれ括弧書きで記載しております早期健全化基準値以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町ではいずれの比率も早期健全化基準値未満となっております。

次に、報告第6号平成28年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

その比率が経営健全化基準で定められております20%以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町では水道事業、下水道事業とも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告申し上げます。

○議長（永友 良和） 次に、教育委員長の報告を求めます。教育委員長。

○教育委員長（黒木 知文君） おはようございます。報告第7号平成28年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により提出するものでございます。

---

日程第8. 議案第38号

日程第9. 議案第39号

日程第10. 議案第40号

日程第11. 議案第41号

○議長（永友 良和） 次に、日程第8、議案第38号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定についてから、日程第11、議案第41号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算まで、以上4件を一括議題といたします。一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第38号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定についてから議案第41号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第38号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定についてでございますが、本案は地方自治法第209条第2項の規定に基づき、企業誘致に係る工業用地造成事業の円滑な運営と経理の適正化を図ることを目的に、工業用地造成事業特別会計を設置するため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第39号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ3億5,053万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,223万4,000円とするもので、企業誘致を円滑に進めるための事業経費について予算編成したものです。

補正の主なものは工業用地造成事業特別会計繰出金、工業用地取付道路の測量設計委託及び工業用地内の埋蔵文化財調査経費等でございます。財源といたしましては繰入金及び町債でございます。あわせて、地方債につきまして、町単独道路改良事業の変更を行うものでございます。

次に、議案第40号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,061万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億424万9,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では管渠測量実施設計の増額、歳入では平成28年度決算に伴う繰越金の増額でございます。

次に、議案第41号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ9億1,140万円で予算の内容は工業用地造成に係る事業経費でございます。

予算の主なものとしたしましては、歳入では一般会計繰入金、工事に係る企業等からの負担金及び町債で、歳出では委託料、工事請負費及び土地購入費でございます。あわせて工業用地取得事業の債務負担行為の設定及び内陸工業用地等造成事業の地方債の設定を行うものでございます。

以上、4件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、議案第38号について担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） それでは、議案第38号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定について詳細説明を申し上げます。

この条例は地方自治法第209条第2項の規定に基づき、企業誘致に係る工業用地造成事業の円滑な運営と経理の適正化を図ることを目的としたしまして工業用地造成事業特別会計を設置するための必要な事項を定めたものでございます。

第1条は高鍋町工業用地造成事業特別会計設置に係る根拠法令と設置目的を規定しております。

第2条は、この会計の歳入と歳出について規定したものでございます。

第3条は弾力条項の適用を規定したものでございます。弾力条項とは地方公共団体の長が特別会計のうち、その事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものについて、業務量の増加による収入に相当する額を当該経費に使用することができる旨を定めた規定でございます。弾力条項の適用は条例で定めなければならない、適用した場合は次の議会に報告しなければならないというものでございます。

以上、この条例の説明を終わります。

---

## 日程第12. 議案第42号

○議長（永友 良和） 次に、日程第12、議案第42号平成29年度松本地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第42号平成29年度松本地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 平成29年度松本地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約につい

て詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、平成29年度松本地区急傾斜地崩壊対策工事、工事場所は高鍋町大字上江字松本、契約の方法は指名競争入札、契約金額は5,848万2,000円、契約の相手方は住所が高鍋町大字上江399番地4、株式会社尾鈴建設、代表者、代表取締役勢井政俊でございます。なお、この工事につきましては、平成29年8月10日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社増田工務店、九州建設工業株式会社、パシフィック建設株式会社、株式会社津房産業、株式会社横田工業の6社でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明は終わりました。これから質疑、討論、採決を行います。

議案第42号平成29年度松本地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 2点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

上限価格の設定っていうのは妥当であったのかどうかっていうことが一つ。

入札の参加資格審査は県で行ったものを利用したのかどうか。また、指名願いが出されている業者間での談合などについては調査をされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 設計価格と予定価格につきましては同額でありまして、その金額につきましても事前に公表を行っております。そういった面で、県の資格審査あるいは町の資格審査等で事前に、そういった指名審査会を実施しておりますので、適正な形でこの入札が執行されたというふうに考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ごめん、私の聞き間違いですかね。上限価格と、この価格が一緒だったって、同額だったって言わなかったですか。ということは、指名競争入札をするときには、上限価格を超えては、多分みんなしないと思うんですよ。10円でも安く、100円でも安く、恐らく入札に参加するのはそうするだろうと思うんですよね。ということは、ここで同額であったということであれば、ひょっとしたら談合があったというふうに疑われても仕方がないじゃないですか。だから、それは多分答弁が違うんだろうと思うんですよ。上限価格から、何らかの形で、低い金額で、それ以上の価格で出てきたということですかね。上限価格は多分載っているから、それ以上で価格を出すということは、恐らく、正直な話ない、業者間では、恐らく、公表している価格で言えば一番低い価格をするのが普通の見方じゃないですかね。違います。何か今の答弁では、もう談合があったと言わんばかりの答弁だったと思うんですよ。疑われるような。だってそうですわ、公示価格と、公示っていうのは公に示されている価格と、この価格が一緒であるということであれば、ほかの業者を指名競争入札させた意味がないんじゃないかということをお伺い

いるわけ。私の言っている意味わかる。理解できる。理解できなかつたら困るから。総務課長が理解できなかつたら困るとよ。

○議長（永友 良和） ちょっとしばらく休憩します。

○12番（中村 末子君） 今のは1回目で、まだ続けていいよね。

○議長（永友 良和） はい。ちょっとしばらく一旦休憩します。

午前10時42分休憩

.....  
午前10時44分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 濟いませぬ、私の答弁の仕方が悪かつたと思ひますが、予定価格は事前に公表をしておりまして、入札につきましても予定価格を下回つたような形で落札をしております。落札率につきましてもは95.94%でした。

以上です。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 県の審査で行われたものを参考として、町のほうで指名審査会を事前に行つて審査を行っているところであります。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今の答弁だと、県のものを利用してということになると思ふと、高鍋町で独自に指名願ひの設定をしてるのかつていうことが、ちょっと疑われるような感じなんだけど、昔、私がそれを質疑したときには、県のをしておりますと、とつています、使つていますというふうにはっきり表現としてはあつたんですよ。だから、ということとは、高鍋町独自で、例えば経営審査に係るA、B、Cのランク付けつていうのがあると思ふんですよ。そのランク付けを高鍋町独自でやっているのかどうかつていうことが聞きたいわけですよ。高鍋町独自でやつてるんだつたら、経営審査は副町長がトップでやつていられるでしょう、指名願ひをつくつて、指名の一覧表つていうのはつくつていくわけでしょう。そこでA、B、Cのランク付けをしていくわけでしょう。だから、経営審査がもともとになつていられるわけでしょう。だから、経営審査というのは、その業者の経営の内容をしっかりと県のほうに報告しますよね、指名をしている団体ではちゃんと報告すると思ふんですよ。だからどういふところがあると。事業主にとっては、例えばなければならぬ資格取得者が何名いるとかいふことも必要最小限の条件であるだろうし、もちろん、いろんな労働災害も含めてあるわけですから、その保険にもちゃんと入つていられるのか、ちゃんと雇用保険にも入つていられるのかとかいふことも経営審査の中で多分、細かく審査されていると思ふんですよ。その審査内容は、県のほうで毎年審査をしているわけですよ、指名を出た場合には経営審査つていうのを毎年1回必ずやつてますよね。その中で行つていられるわけだから、その状況が、それを直接高鍋町が全部引き受けてやつていられるのか、いや、高鍋町

では特化して、例えばAランク、Bランクを決めるときに、また県とは違うセッティングで、ここまで下げようといっているのかっていう、どっちかって聞いているわけだから、そのどっちかを答えてもらえればいだけなんですよ。

だから、今の答弁やったら曖昧でしょう。曖昧に聞こえますよ。だから、ちゃんとしたものがないと、経営審査っていうのは非常に、そこはシビアにやっているわけだから。だから数字的にちゃんとしたものを出してる、その書類を利用しているということであれば、じゃあ高鍋町で独自につくっているのかどうか、そこを聞きたいわけだから。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 県の審査会で行われたものを活用しまして、その中身を町のほうにしまして、町の独自の中で、Aランク、Bランク、Cランク、そのランク付けを県の審査会をもとにしたものを活用しまして、町独自でそういったランク付けをしているところがあります。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それではお伺いしますが、高鍋町独自でランク付けの、その県の経営審査は参考にはしてるけど、高鍋町独自でしているっていうところは主にどういうところが。全てでしょうか、それとも経営内容についてですか。いろんな、例えば人数の関係でしょうか。いろんな関係で、それをそのまま横滑りしてしてるんじゃないというのであれば、高鍋町独自で何らかの指針を持っているはずだと思うんですよ。それがないと、指名競争入札はできないと思うんですよね。だから、そこについて。例えば県に提出された経営審査の内容が、要するに100%ではないけれど、どこの部分が違うかということとは答えられると思うんですよ。どこの部分が違うのか、これは県ではBランクだけど、高鍋町ではAランクになるんですよというところがあると思うんですよ。違うと思うんですよ。だから県ではBランクだったけれども、高鍋町ではAランクですよっていう場合もあるかもしれないと思うんですよ。だから、そういうことを考えたときには、本来なら高鍋町で独自につくっておかないと、高鍋町の業者はほとんど入札に参加できないということに、ひょっとしたらなるかもしれないから、高鍋町独自でつくっていることについては、私、問題ないと思うんですよ。でも、その審査の内容が妥当かどうかということも含めて、こっちはきっちりとチェックしていかないといけない部分がありますので、議員としては、だから、そこをどうなっているのかっていうことを、総務課長だけじゃなくて、いろんなところでわかると思うんですが、答弁ができるところが答弁してください。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 議員の最後に申された県のランクと町のランクは確かに違います。それで町のランク付けにつきましては、経営内容につきましては、県の経審を当然業者の方は見ておられますので、通称経審と言いますが、経営審査の中で県の点数が付きます。その点数と高鍋町が発注しました工事、ことしであれば去年の実績、それに



については各工事に点数を付けます、町独自に。それを県の経審の点数と町の検査の点数をプラスしまして、総合の点数の多いほうからA、B、Cとランク付けをしているところがございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第42号平成29年度松本地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

---

日程第13. 議案第43号

日程第14. 認定第1号

日程第15. 認定第2号

日程第16. 認定第3号

日程第17. 認定第4号

日程第18. 認定第5号

日程第19. 認定第6号

日程第20. 認定第7号

日程第21. 認定第8号

日程第22. 認定第9号

日程第23. 議案第44号

日程第24. 議案第45号

日程第25. 議案第46号

○議長（永友 良和） 次に、日程第13、議案第43号平成28年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第25、議案第46号平成29年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上13件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第43号平成28年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金

の処分についてから、議案第46号平成29年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第43号平成28年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第1号平成28年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第8号平成28年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、平成28年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第1号の一般会計については、歳入総額88億9,737万6,572円、歳出総額85億6,199万4,596円、差し引き3億3,538万1,976円となっております。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計については、歳入総額34億1,946万6,908円、歳出総額31億1,816万457円、差し引き3億130万6,451円となっております。

次に、認定第3号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額4億7,610万1,593円、歳出総額4億7,607万1,693円、差し引き2万9,900円となっております。

次に、認定第4号の下水道事業特別会計決算については、歳入総額4億5,442万3,286円、歳出総額4億4,334万759円、差し引き1,108万2,527円となっております。

次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,049万8,000円、歳出総額961万3,999円、差し引き88万4,001円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額18億4,610万9,020円、歳出総額16億7,534万6,553円、差し引き1億7,076万2,467円となっております。

次に、認定第7号の一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額2,442万9,814円、歳出総額2,288万3,135円、差し引き154万6,679円となっております。

次に、認定第8号の西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計については、歳入総額33万4,457円、歳出総額24万8,473円、差し引き8万5,984円となっております。

次に、認定第9号平成28年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

営業面では給水件数が9,008件で前年度より41件の増、有収水量は200万

350立方メートルで、前年度より1.0%の増でございます。

経営面では、税抜き収益的収入総額4億4,138万2,532円、支出総額3億9,969万9,937円で、当年度純利益は4,168万2,595円でございます。

次に、資本的収支であります。収入総額8,000万円に対し、支出総額は3億3,823万115円になっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額2億5,823万115円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第44号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正についてでございますが、情報サービス産業のさらなる立地促進を図ることを目的に、同条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第45号高鍋町個人情報保護条例の全部改正についてでございますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、この条例において法律と同様の改正を施すとともに、高鍋町特定個人情報保護条例と統合する必要があることから、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第46号平成29年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、企業債の借り入れを3,000万円追加し、借入総額を8,000万円とするものでございます。

以上、13件の議案等につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

#### 日程第26. 平成28年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

○議長（永友 良和） 日程第26、平成28年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 監査委員2名を代表いたしまして、平成28年度各会計の決算審査結果を御報告いたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました平成28年度高鍋町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

決算審査は、去る7月4日から8月4日までの間、役場におきまして書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を8月25日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。決算審査意見書は皆様のお手元に配付をされております。その内容について御報告申し上げます。

まず第1に審査の対象となりましたのは、平成28年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、平成28年度高鍋町特別会計7会計歳入歳出決算でございます。特別会計は、1、国民健

康保険特別会計、2、後期高齢者医療特別会計、3、下水道事業特別会計、4、介護認定審査会特別会計、5、介護保険特別会計、6、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計、7、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり、平成29年7月4日から平成29年8月4日まで、実質審査日数は16日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、審査に当たりましては、町長から提出された決算書及び附属書類が地方自治法、高鍋町条例に準拠して作成をされているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼に置き、関係職員の説明を聴取し、定期監査、例月現金出納検査結果等も考慮して、関係帳簿並びにその他の書類と照合するとともに、必要な書類の提出を求め、通常実施すべき審査を実施し、現地調査も実施をいたしました。

第4に、審査の結果でございますが、平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票を初め、その他の証拠書類などと照合審査しました結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認をいたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては意見書をごらんいただきたいと存じます。

まず、一般会計から申し上げます。最初に決算にあらわれました現状の評価について申し上げます。まず、収支でございますが、平成28年度一般会計の決算の規模は前年度と比較して、歳入において2億7,040万4,000円上回っております。歳出におきましても3億3,331万8,000円、前年度を上回っております。収支でございますが、実質単年度収支は黒字を計上しておりまして、収支均衡の原則が貫かれ、堅調なものとなっております。

歳入面ですが、自主財源であります町税が2,120万9,000円増加していますとともに、寄附金が大幅な増額となっております。財源確保努力の結果として評価できるものと思われまます。依存財源でございますが、地方交付税が7,721万2,000円減少しております。地方消費税交付金も消費税の減少に伴いまして5,138万7,000円減少、国庫支出金は障害者自立支援給付費等負担金、障害福祉費負担金——これは過年度分でございますが——年金生活者等支援臨時福祉給付措置事業補助金等の増がありましたけれども、児童福祉費負担金、社会保障番号システム整備費補助金、地域住民生活等緊急支援交付金、臨時福祉給付措置事業補助金、公園整備事業補助金等の減がございまして、全体としては314万円の減額となっております。

県支出金でございますが、障害福祉費負担金、これは過年度分でございます。地域医療介護総合確保基金事業費補助金等の増額がありましたけれども、児童措置費負担金、地域住民生活等緊急支援交付金、国民健康保険基盤安定負担金、埋却地再生整備事業委託金の減がありまして、全体では4,548万2,000円の減額となっております。

借入金であります町債は、情報セキュリティ強化対策事業債、町単独道路改良事業債等の増はありましたけれども、庁舎別館建設事業債や国営農地整備事業債、中央公民館整備事業債、臨時財政対策債等の減によりまして、全体では減少をしております。

収入未済額でございますが、総額で3億268万4,000円となっておりますが、この中には繰越明許費に係る国庫支出金が599万9,000円、県支出金が1億1,499万9,000円、町債が9,370万円含まれております。

なお、町税、保育料及び住宅使用料の収入未済額が合計で8,799万5,000円で、前年度と比較して583万4,000円減少しておりますけれども、高鍋めいりんの里運営資金貸付金元利収入の未収入額については、確実な収納が求められます。また、特に住宅使用料でございますが、滞納額が少額しか減少しておりません。的確な対応が求められます。

不納欠損でございますが、町税及び保育料で751万円となっております、総額では前年度と比較して440万3,000円の増加となっております。

また、町税滞納処分執行停止中の額は1,920万5,000円で、1,023万7,000円増加をしております。これは、将来不納欠損となる要素を含んでおりますので、適切な対応が求められます。

歳出面では、義務的経費におきましては、給与費、退職手当負担金、共済組合費等の減によりまして人件費は減少しましたけれども、扶助費は年金生活者等支援臨時福祉給付金、訓練等給付費、介護給付費、幼稚園・こども園給付費等が増加をしております、また、公債費等は県貸付金の償還が増加しております。その結果、義務的経費全体では1億1,924万7,000円増加をしております。

投資的経費でございますが、情報セキュリティネットワーク整備事業、津波避難タワー整備事業、町単独道路改良事業、地域医療介護総合確保基金事業費補助金等の増がございましたけれども、埋却地再生整備工事、町営野球場得点掲示板改修事業、庁舎別館建設事業、口蹄疫復興支援ファンド事業、尾鈴地区土地改良事業国営事業負担金等の減がございまして、全体では3億3,695万1,000円減少をしております。

その他の経費でございますが、補助費等は消費喚起・生活支援事業補助金の減がございましたけれども、子どものための教育・保育給付費の国県負担金の返還、畜産競争力強化整備事業補助金、コミュニティ助成事業補助金等の増によりまして2,782万4,000円の増となっております。

物件費でございますが、ふるさと納税関連経費、地域資源付加価値向上事業委託、防災無線受信機購入等の増によりまして、3億8,608万4,000円増加をしております。

繰出金は特別会計繰出金の減少によりまして、148万5,000円減少をしております。

積立金でございますが、財政調整基金等の積み立てをしたことによりまして、1億3,617万3,000円の増額となりまして、緊急時に対応する資金の確保に努められて

おります。

以上の実績から、従前に引き続き財政規律を守るとともに、基金の積み立てにより財政基盤の確立に取り組む一方で、各種の補助制度を積極的に活用し、生活環境の整備、防災対策事業、教育環境の整備に取り組むなど、平成28年度一般会計の運営は効果的であるとともに適正であったものと認められます。

なお、決算の状況を見てみますと、財源が伸びない中で社会保障費、特に扶助費の大幅な増加が続いておりまして、財源不足が生じている状況であります。このことから、財政運営は一段と厳しさを増すことが予想されます。このため、予算編成に当たりましては、歳出面においては精査を重ねるとともに、歳入面におきましては、各種補助金等を積極的に活用するとともに、自主財源の確保に向けて収入未済額の解消に取り組む必要があるものと考えられます。収入未済額は年々減少しておりまして、その徴収努力を評価するものではありませんが、まだ依然として多額でありますので、引き続き取り組みを強化していただくよう要望をいたします。

また、不納欠損につきましては、負担の公平性に配慮し、特に慎重を期することが必要であります。

また、予算の執行においては、財政規律を重んじた財政運営に取り組まれるとともに、常に町民のニーズを的確にとらえることに重点を置き、最小の経費で最大の効果を上げるべく、あらゆる角度から検討を重ね、真に町民のための財政運営を進めるため、常に予算の管理執行状況を把握し、より効果的で効率的な執行に努められるよう要望をいたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険加入世帯数は前年度と比較して104世帯減少しております。被保険者数は263人減少をしております。歳入面でございますが、保険税率の引き下げ、被保険者の減少によりまして、国保税が前年度と比較して8,799万2,000円の減収となっております。国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の増はございましたけれども、税収、療養給付費等交付金、県支出金、繰入金が減額となったことによりまして、全体では6,993万8,000円の減額となっております。

また一方で、収入未済額がこれまでの徴収努力によりまして、前年度に引き続き1億円を下回ったことは評価できるものと思われま。

なお、平成28年度に不納欠損処理した額は901万4,000円でございます。前年度と比較して260万8,000円増加をしております。28年度末までの滞納累計額は7,506万9,000円ございまして、徴収努力の積み重ねによりまして毎年縮減をしておりますが、依然として高額となっております。執行停止中のものも加味しますと、今後も滞納を縮減する努力が求められます。

現在の国民健康保険財政は、実質単年度収支も黒字となっているとともに、準備基金の積み立ても平成29年5月末で4億5,502万9,000円積み立てておられまして、安定をしていると言えますけれども、ここで、意見書の41ページをごらんになってくださ

い。その41ページの第1表をごらんになってください。表のE欄でございますが、ここに書かれております3億130万6,000円が地方自治法に定める実質収支として決算書に計上される金額でございます。しかし、この額は前年度からの繰越金やら、基金の繰り入れ、積み立ても含んでおりますので、本当の意味での財政状況は、その単年度のみ収支を示す実質単年度収支で判断をすることになりますけれども、同じく、第1表のK欄をごらんになってください。この数字は繰越金や基金の繰り入れ、積み立てを除外した数字で、実質的に平成28年度のみ歳入歳出差し引き額をあらわしたものでございます。そういう意味では、実質的な黒字は2,036万4,000円であったということができると思います。

なお、決算に含まれておりません国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金の超過交付がございます。これが1,888万5,000円ありますので、それを差し引きますと、実質的には147万9,000円の黒字であったということが言えると思います。詳しくは意見書を見ていただきたいと思います。

なぜ交付金の不足や超過が発生するかと申しますと、国県支払基金からの交付金は療養費の見込み額に交付されておりますので、翌年度にその過不足を精算することとされております。

以上のことを含めて、改めて状況を見てみますと、第2表を見ていただくとおわかりになると思いますが、ここ数年間の国保税の動向は、毎年度収納額が2,000万円から5,000万円の幅で減少をしております。特に28年度は税率引き下げによりまして約8,800万円減少をしております。5年前と比較すると、1億7,285万9,000円の減少となっております。このまま推移しますと財政運営は厳しくなるのではないかと推測をされます。今後とも医療費の動向を注視していく必要があるものと考えられます。

医療費が毎年増加する中で、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題でございます。その安定化のためには疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められるものと思われまます。特定検診の受診向上による疾病予防に向けて、なおいっそう取り組まれますとともに引き続き収納率向上対策に努めていただくよう要望をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。老人保健事業から後期高齢者医療保険事業に移行されまして、制度は定着しておりまして、現段階では現行制度が継続するものと思われまます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成28年度の公共下水道事業の事業量は、管渠布設62メートル、面整備7.1ヘクタールで、7,209人が接続可能となっております。平成28年度末現在の管渠総延長は48.5キロメートル、面整備累計が225.6ヘクタールとなっております。水洗化率は82.3%となっております。下水道の普及によりまして、快適な生活と河川の浄化が進み、その効果は次第にあらわれてきております。

一方、浄化センターの機器の老朽化が進み、長寿命化対策が計画されているところでご

ございます。このような状況の中で、平成28年度末におけます財政状況は、起債残高が23億9,073万4,000円でありまして、その償還や事業推進に必要な費用及び維持管理費に要する財源を使用料で賄っておりますが、不足額は全額一般会計からの繰り入れで補っているのが現状であります。下水道経営の健全化と一般会計の負担を軽減するためにも、水洗化率の向上に向けた取り組みをなお一層推進することが求められます。

なお、供用開始当初から下水道使用料の徴収の手続が一部欠落したことによる未調定、未徴収が発生した件の対応であります。徴収不能分につきましては、昨年度の決算意見書の中で適正な債権の管理の取り扱いを求めておりましたが、法令の規定に基づく不納欠損処分がなされております。今後、このような事案が発生しないよう、適正で的確な事務取扱のシステムを構築されるよう要望いたします。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。3町によります認定審査が的確、そしてスムーズに行われておりまして、今後ともさらに連携を密にして、適正な審査が行われるよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。平成28年度の要介護、要支援の申請者数、申請件数は862件ございまして、前年度と比較して33件減少しております。また、申請者のうち非該当者は16件となっております。ここで、意見書の58ページをごらんになってください。この第1表をごらんになってください。実質収支は1億7,076万2,000円となっております。これにさらに繰越金や基金の繰り入れ、基金の積み立てを控除した平成28年度のみ収支であります実質単年度収支で見ますと、9,428万7,000円となっておりますけれども、国県支出金、高鍋町一般会計等からの受け入れを超過している額が9,920万円ございます。非常に多額でございます。これは翌年度に償還をする必要がありますので、実質的には491万3,000円の赤字であったということも言えます。

今後、高齢化が進み、保険給付費の増加も見込まれますことから、負担に対する公平性の確保と、安定的な保険事業運営が求められます。このために、保険料の収入確保は必要不可欠であります。今後とも収入未済額を増加させないよう対策に努めていただくよう要望いたします。また、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるように、円滑な運営を図っていかれるよう望みます。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入をされました畑地かんがい用水を他の農業にも雑用水として使用することを目的に1市3町で設置をされました会計でありまして、平成21年度から事業を開始しております。事業開始から財政状況は収入未済額もなく、積立金を積み立てるなど順当で安定した運営となっております。今後とも収入の確保に努め、適正で安定的な運営を要望いたします。

次に、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計について申し上げます。平成27年度に西都児湯1市5町1村で共同設置されたものであります。平成28年度は審査事案は



ございませんでした。審査に当たりましては、公正で適正な対応を要望いたします。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく平成28年度高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告を申し上げます。

決算審査は、去る6月23日から6月29日までの間の中で、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を7月10日に講評を兼ねて町長に提出をいたしました。

その概要について御報告を申し上げます。審査の期間は、先ほど述べましたとおり6月23日から6月29日までの間、うち実質5日間でございます。審査の方法は町長から提出をされました決算書類及び附属書類が地方公営企業法、その他関係法令に基づき作成をされているか、また水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿など通常実施すべき審査手続及び必要とする審査を実施をしております。

審査の結果でございますが、決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に基づき作成され、その計数は正確であり、関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。また、予算の執行も適正に執行されていることを認めました。

それでは、総括意見を申し上げます。

まず、分析による現状の評価でございますが、本年度の給水人口は1万8,568人で、前年度より43人減少しておりますけれども、有収水量は2万636立法メートル増加するとともに、年間総配水量も前年度と比較して1万3,193立方メートル増加をしております。なお、漏水対策等の効果もありまして、有収率は88.0%と高い水準を維持をしております。施設利用率及び負荷率も同類型の団体の経営指標、施設利用率50.58%、負荷率78.33%を上回っております、効率的な業務運営に努められたものと評価をできます。

次に、経営成績につきましては、本年度の経営成績は損益計算書のとおりでございます。収益では、営業収益は給水収益が増加するとともに、その他の営業収益も増加したことによりまして、860万1,393円、2.0%増加をしております。費用でございますが、営業費用は減価償却費の増がございましたが、修繕費の減が要因となりまして22万5,024円、0.1%減少し、営業外費用も支払利息が10.7%減少し、費用全体では732万4,527円、1.8%の減少となっております。これらの結果、純利益は前年度より1,592万5,920円増加しまして、4,168万2,595円となっております。

経営状況につきまして、経営分析での指数が経営指標を下回っている部分もございますので、改善を図っていく必要があるものと思われまます。

次に、財政状態につきましては、今年度末におけます財政状況は貸借対照表のとおりであります。資産の部でございますが、有形固定資産では建物、構築物、機械及び装置の減少額が大きく、建設仮勘定は増加しましたけれども、7,012万2,696円、1.4%の減少となっております。流動資産は現金預金が3,373万8,433円、12.0%減

少をしております。

負債の部の固定負債では、法改正によりまして平成26年度から企業債が資本金から負債として計上されることになりましたが、償還によりまして1億1,319万7,966円、4.1%の減となっております。

また、流動負債につきましては、翌年度の企業債償還予定額が増加をしましたが、未払金の減少によりまして1,357万7,854円、5.7%減少をしております。繰延収益は国庫補助金、工事負担金により取得した資産の当年度減価償却費相当額であります2,017万7,313円、3.5%が減少をしております。このことによりまして、全体の負債額は1億4,695万3,133円、4.1%減少をしております。

資金運用面でございますが、流動資産が流動負債を上回っておりまして、安定していると言えますけれども、額が毎年度減少してきておりまして、留意が必要であると思われま

す。

資本金の部でございますが、建設改良積立金を自己資本金に組み入れたため、6,376万2,187円、4.7%の増となっております。

剰余金の部でございますが、減債積立金及び当年度末未処分利益剰余金は増加をしておりますが、建設改良積立金を自己資本金に組み入れたことによりまして、剰余金は2,207万9,592円、8.2%減少をしております。

以上のことから、資本全体では4,168万2,595円の増額となっております。当年度末における財政状態は安定していると言えますけれども、企業債未償還残高が高額でありますことから、さらなる経営努力が望まれます。

分析によります現状の評価は以上のとおりであります。平成28年度の経営状況をみますと、収益的収支の収益面では、給水人口は前年度より減少しましたが、経営の根幹であります営業収益は若干増加をしております。一方、費用面では、減価償却費は増額しましたが、修繕費に大幅な変動はありませんで、営業外費用の支払利息が減少したことによりまして費用は減少しております。この結果、純利益は前年度を1,592万5,920円上回る4,168万2,595円となっております。

資本的収支につきましては、収入では企業債が3,000万円増加をしております。支出面では浄水場改良費の増加等によりまして、一般改良費が1,297万8,024円増加をしております。

企業債償還金も1,057万7,287円増加をしております。

経営状態につきましては、減価償却費計上額に相当する損益勘定留保資金が毎年減少をしてきておりまして、このことが管路更新等の補填財源の減少につながり、また、企業債元利償還金が給水収益の50%を超える状況が依然として続きますとともに、多額の減価償却費の計上など経営環境の改善には長期間を要するのではと思われま

す。このような中で給水人口は減少傾向が続いておりまして、今後の水道事業経営に当たりましては、業務のさらなる効率化に向けた取り組みと安全で良質な水の安定供給に向けて町民に信頼され

る水道事業の執行を要望するものであります。

なお、給水原価が前年度で供給単価とほぼ同額に改善をされましたけれども、今後とも徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえた企業努力を要望をいたします。

以上で報告を終わります。

---

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時50分散会

---